

◇ 償却方法の変更

Q : 減価償却制度が大幅に見直しされたことを受けて、当社でも減価償却の在り方を見直してみました。その結果、償却方法を変更することになりましたが、どのような取扱いになるのですか？

A : 原則は、変更しようとする事業年度開始の日の前日までに承認申請をしなければなりません。平成19年4月1日以後最初に終了する事業年度の変更については特例が設けられています。

【解説】

減価償却制度が大幅に変更されて、償却方法の見直しをされている会社も多いことですが、償却方法を変更する場合、次のように取り扱うこととされています。

〔原則〕

減価償却資産の償却方法を変更しようとする場合は、その変更しようとする事業年度開始の日の前日までに変更承認申請書を提出しなければなりません。

〔特例〕

減価償却制度の大幅な見直しがあったことから、平成19年4月1日以後最初に終了する事業年度の償却方法を変更しようとする場合に限り、申告期限までに変更届出書を提出することによって、変更の承認がされることとなっています。

なお、この特例は、平成19年4月1日以後最初に終了する事業年度だけに適用される特例ですので注意しておいてください。

